（貸金業貸付媒介業務を行う金融サービス仲介業者について準用する貸金業法の規定の読替え）

第三十八条　法第三十二条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える貸金業法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十二条の八第五項	に際し	の媒介に際し
第十二条の八第六項	条件と	条件とするものの締結の媒介をの締結の媒介をしよう
	業として保証を行う者（以下「保証業者」という	保証業者（金融サービスの提供に関する法律第三十五条第二項に規定する保証業者をいう。第八項及び第九項において同じ
第十二条の八第八項	に際し	の媒介に際し
	条件と	条件とするものの締結の媒介をの締結の媒介をしよう
第十二条の八第九項	を締結しよう	を締結しよう
	を締結して	の締結の媒介をして
第十六条の二第四項	電磁的方法	電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。次条第二項、第十七条第七項及び第十八条第四項において同じ。）

第三節　認定金融サービス仲介業協会

第三十九条　法第四十条の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を金融庁長官に提出してしなければならない。

一　名称

二　事務所の所在地

三　役員の氏名

四　会員（法第四十条第二号に規定する会員をいう。第四十四条第二項において同じ。）の商号、名称又は氏名

２　前項の申請書には、定款、登記事項証明書その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

第四節　指定紛争解決機関

（紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定）

第四十条　法第五十一条第一項第二号及び第四号ニ、第五十五条並びに第七十二条第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定とする。

一　金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定

二　第四十二条各号に掲げる指定

（異議を述べた金融サービス仲介業者の数の金融サービス仲介業者の総数に占める割合）

第四十一条　法第五十一条第一項第八号に規定する政令で定める割合は、三分の一とする。

（指定紛争解決機関に係る名称等の使用制限の適用除外）

第四十二条　法第六十六条に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一　無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二第一項の規定による指定

二　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十二条の二第一項の規定による指定

三　農業協同組合法第九十二条の六第一項の規定による指定

四　水産業協同組合法第百十八条第一項の規定による指定

五　中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定

六　信用金庫法第八十五条の十二第一項の規定による指定

七　長期信用銀行法第十六条の八第一項の規定による指定

八　労働金庫法第八十九条の十三第一項の規定による指定

九　銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定

十　貸金業法第四十一条の三十九第一項の規定による指定

十一　保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定

十二　農林中央金庫法第九十五条の六第一項の規定による指定

十三　信託業法第八十五条の二第一項の規定による指定

十四　資金決済に関する法律第九十九条第一項の規定による指定

第五節　雑則

（登録手数料）

第四十三条　法第七十九条第一項の規定による登録手数料の額は、外務員（法第七十五条第一項に規定する外務員をいう。第四十六条第四項及び第四十七条第四項において同じ。）一人につき三千円を超えない範囲内において実費を勘案して内閣府令で定める額とする。

２　前項の登録手数料は、国に納める場合にあっては、登録申請書に、同項に規定する登録手数料の額に相当する額の収入印紙を貼って納めなければならない。

（証券取引等監視委員会への有価証券の売買の媒介等の公正の確保に係る検査等の権限の委任）

第四十四条　法第八十二条第二項第一号及び第二号に規定する政令で定める規定は、法第二十五条及び第二十六条、法第三十一条第一項において読み替えて準用する金融商品取引法第六十六条の十四（第一号イ及びロ並びに第三号を除く。）及び第六十六条の十四の二、法第三十一条第二項において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条及び第三十七条の三（第三項を除く。）、法第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四並びに同項において読み替えて準用する同法第三十七条の六（第一項、第二項、第四項ただし書及び第五項を除く。）、第三十八条（第七号及び第八号を除く。）、第三十九条及び第四十条の規定（法第十一条第四項第一号から第三号までに掲げる行為の公正の確保に係るものに限る。）とする。

２　法第八十二条第二項第三号に規定する政令で定める業務は、会員の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第四十一条第四号に規定する調査に係る業務及び会員の次に掲げる行為に関する法第四十六条の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一　法第二十五条及び第二十六条、法第三十一条第一項において読み替えて準用する金融商品取引法第六十六条の十四（第一号イ及びロ並びに第三号を除く。）及び第六十六条の十四の二、法第三十一条第二項において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条及び第三十七条の三（第三項を除く。）、法第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四並びに同項において読み替えて準用する同法第三十七条の六（第一項、第二項、第四項ただし書及び第五項を除く。）、第三十八条（第七号及び第八号を除く。）、第三十九条及び第四十条の規定（金融サービス仲介業（有価証券等仲介業務に係るものに限る。次号及び次条において同じ。）の適正の確保に係るものに限る。）に違反する行為

二　認定金融サービス仲介業協会の定款その他の規則又は当該定款その他の規則に定める取引の信義則（金融サービス仲介業の適正の確保に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為